

防火管理者制度について

多数の人が利用する防火対象物の管理権原者は、有資格者の中から防火管理者を選任し、防火管理業務を行わせる義務があります。(消防法第8条)

防火管理者は、防火対象物の「火災による被害」を防止するために必要な安全対策を定め、防火管理上必要な業務を行う責任者です。

※ 防火管理者を選任せず、選任命令に従わなかった場合は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金となる場合があります。(消防法第42条)

1 防火管理者の選任が必要な防火対象物

防火対象物の用途ごとに収容人員(従業者、居住者、利用者の数等)が一定数以上の場合に必要です。

用途 (消防法施行令別表第1)		収容人員 (以上)	用途 (消防法施行令別表第1)		収容人員 (以上)	
1項	イ 映画館等	30人	7項	学校等	50人	
	ロ 集会場等		8項	図書館等		
2項	イ キャバレー等		9項	イ 特殊浴場	30人	
	ロ 遊技場等		10項	ロ 一般浴場	50人	
	ハ 性風俗関連特殊営業店舗等			11項		停車場等
	ニ カラオケボックス等			12項		イ 工場等
3項	イ 料理店等		50人	ロ テレビスタジオ等		
	ロ 飲食店			13項		イ 駐車場等
4項	店舗等		50人			ロ 航空機格納庫等
	5項			イ 旅館等		14項
ロ 共同住宅等			50人	15項	事務所等	
6項	イ 病院等		30人	16項	イ 特定複合用途防火対象物	30人※
	ロ 自力避難困難者入所福祉施設等		10人		ロ 非特定複合用途防火対象物	50人
	ハ 老人福祉施設、児童養護施設等		30人	17項	文化財	
	ニ 幼稚園等					

注1 イ は、特定防火対象物。それ以外は非特定防火対象物。

注2 同一敷地内に同一管理権原者の複数の防火対象物がある場合は、それらを1つの防火対象物とみなし、収容人員を合算して判断します。

※ 6項ロを含む場合は10人以上

2 防火管理者の資格

防火管理者には甲種と乙種の資格区分があり、防火対象物の用途・規模などにより必要な資格が異なります。

防火対象物の用途	資格
6項ロ	甲種
6項ロを除く特定防火対象物で300㎡以上	
非特定防火対象物で500㎡以上	
6項ロを除く特定防火対象物で300㎡未満又は非特定防火対象物で500㎡未満	乙種又は甲種

3 防火管理者の責務

防火管理者が防火管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて管理権原者の指示を求め、誠実にその職務を行わなければなりません。

また、消防用設備等の点検及び整備又は火気の使用や取り扱いを監督するときは、火元責任者等に必要な指示を与えなければなりません。

その他、防火管理者が行う業務は次のとおりです。

- 1 防火対象物について消防計画の作成・届出
- 2 消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施
- 3 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備
- 4 火気の使用又は取扱いに関する監督
- 5 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
- 6 収容人員の管理
- 7 その他防火管理上必要な業務

※防火管理者が行うべき責務を実施せず、防火管理業務適正執行命令に従わなかった場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となる場合があります。(消防法第41条)

4 防火管理者選解任届出

管理権原者は、防火管理者を選任又は解任したときは、遅滞なく管轄の消防署に届け出なければなりません。

届出様式は石巻広域消防のホームページからダウンロードすることができます。

届出には、防火管理者の資格を証明する書面(免状等)の写しを添付してください。

※防火管理者の選任又は解任届出を怠った者は、30万円以下の罰金又は拘留となる場合があります。(消防法第44条)

